

不利益処分の処分基準

処 分 名		補助金等の返還命令		
根拠法令及び条項		社会福祉法(昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号)第 58 条第 3 項		
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市社会福祉法人の助成の手続に関する条例(昭和 51 年条例第 7 号)第 7 条第 1 項		
	基 準	条例第 7 条第 1 項に定めるところによる。 第 7 条 市長は、助成を受けた法人がこの条例の規定に違反したとき又は助成の対象となった事業の施行方法が適当でないと認められるときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。		
	設定年月日	昭和 51 年 3 月 27 日	最終変更年月日	
備 考				